

神戸地方裁判所委員会（第11回）議事概要

1. 日時

平成19年3月6日（火）13：15～16：00

2. 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3. 出席者

（委員）

池田志朗，勝沼直子，坂田正人，柴田和重、妹尾美智子，芹田健太郎，田中祥子，田中秀雄，西畑彰夫，早川 徹，林 醇，的場純男，村上和子，山田信二，横山公一（五十音順，敬称略）

（庶務）

寺田俊弘，本郷忠彦，和田 勉，吉田 進，新津隆弘，藤田康夫，藤井 徹

4. 議事（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明）

4.1. 「多重債務整理に関する手続説明会」を見学

神戸地方裁判所債権者集会室において，「多重債務整理に関する手続説明会」を見学

4.2. 神戸簡易裁判所の受付窓口等を見学

神戸簡易裁判所庶務課長から，神戸簡易裁判所の民事事件の動向や受付窓口の態勢等について説明した後，同裁判所の受付窓口等を見学

4.3. 受付窓口の態勢等について意見交換

- ◎ 多重債務に関する説明会と神戸簡易裁判所の受付窓口等を御覧いただいたが，まず，多重債務整理に関する説明会について感想や御意見を伺いたい。
- 今回，特に参加者が少なかったようだが，裁判所の掲示板以外に，どのように広報しているのか伺いたい。
- 市役所や区役所に説明会のポスターを配布しており，そのポスターを見て来た

という人が多い。また、裁判所のホームページにも開催日を掲載している。

- 代理人（弁護士）として、破産や個人再生事件をかなり申し立てているが、この説明会があることは、今回初めて知った。もっと広報をしてもいいのではないか。
- 私も今回初めてこの説明会を知った。また、簡易裁判所が国民にもっとも近い存在であるなら、相談窓口はもっと分かりやすく、目立つところにあった方がいいと思う。
- 相談窓口は1階に置いた方が一般の人も入りやすいのではないかと思う。
- 玄関にパンフレット類を置いて周知すべきである。3階まではなかなか行き着かない。
- 市役所の市民課のカウンターは必ず1階に設置している。相談窓口が奥まったところにあるのはプライバシーに配慮するためであるのか。
- 病院でも入口付近に案内窓口がある。また、心療内科などはプライバシーに十分配慮した配置となっている。入ったところに案内があれば、相談する場所は別のところに置いてもいいのではないか。
- 裁判所に来てもどこで何をやっているのか分かりづらい。裁判所で行っている行事で公表していいものは、入口付近に掲示するなどして来庁者に知らせてもいいのではないか。また、新聞や市・区役所の広報誌に掲載などしてもらって周知すべきだと思う。
- 受付にベテランの案内係を置いて、どちらに御用ですかと声を掛けるようにしてはどうか。
- 現状の相談窓口の整備状況では、隣の人に聞かれているのではと気になるのではないか。請求する立場の人と請求される立場の人とが隣にいる場合など、気になるのではないかと思う。
- この説明会の印象として、最初に、裁判所は手続きに関する相談だけだという説明があった。確かにそうかもしれないが、困って、相談しようと思って裁判所

に来た人は、とまどうのではないか。また、冒頭、説明がビデオで行われたが、事務的な気がした。パワーポイントなどを利用して、参加者の理解度を確認しながら、実際に言葉で説明した方がいいのではないかと感じた。

○ 今日の見学だけでも委員から様々な意見が出ており、利用者アンケートを実施して生の声を聴いてはどうか。

◎ 今後、検討していきたい。

それでは、受付窓口態勢等についての意見交換については、この程度として、前回の委員会以降の広報活動について、裁判所から報告してもらうこととする。

4.4. 前回の委員会後における広報活動の報告

裁判所から次の4点の広報活動について報告があった。

1 広報コーナーの開設

神戸地方裁判所庁舎1階ホールに裁判員制度広報コーナーを開設した。

2 第一回新春書き初めコンクールの開催

小学生を対象とした書き初めコンクールを開催し、主に兵庫県内から約540作品の応募があった。応募作品を1階ロビーに展示するとともに、入選者を対象に表彰式を実施した。

3 「婦人神戸」への記事掲載の開始

「婦人神戸」2月15日号に「裁判所だより」として広報記事が掲載された。

今後も継続的に掲載を依頼する予定である。

4 裁判員制度全国フォーラム2007 in兵庫の開催

3月3日(土)に裁判員制度全国フォーラムを開催した(参加者は約420人)。

4.5. 広報活動について意見交換

◎ これらの広報活動の報告について、御質問や御意見を伺いたい。

○ 書き初めコンクールは、どのように広報したのか。

- 新聞や裁判所ホームページで広報した。また、近隣の小学校にチラシを持ち込んで参加を呼びかけた。
- 国民の7, 8割の人が裁判員になりたくないと思っているようであるが、検察審査員をやってよかったと思う人は多いし、アメリカの陪審員もやってよかったという人が多い。裁判員もやってみるまでは不安だが、やって良かったということになるのではないか。また、フォーラムなどの積み重ねが不安を取り除くことにつながると思う。
- 裁判員には守秘義務があるが、プライバシーなどには十分配慮して、裁判員の経験談、参加した感想を言える機会があれば、裁判員になる際の不安を取り除くために役に立つのではないかと思う。また、法教育を裁判所や弁護士会などでやっていくことも必要であるが、国民自体が司法に関わらないといけないんだという認識を持つ必要があり、学校や国自体が法教育について考えていく必要があると思う。
- ◎ プライバシーに関するもの以外は深刻に考える必要はないと考えている。法教育については、教育委員会などへの働きかけや教員の教育も必要ではないかと思う。
- 弁護士会では、県下の高校30校に対して6月と9月に法教育について、講師を派遣しますと呼びかけても全校埋まらず、24校にとどまった。また、教育委員会に案内を送っても、なかなか下に降りていかないので、神戸市内の学校には直接送付した。
- 愛知県でロースクールの教授と高校の社会科の教員とが連携して、去年は裁判員制度について研究を行っていた。兵庫県でも社会科の教員とロースクールの教授が連携して、高校の教員がどのように捉えていて、どのような教育をしているのかを調査する組織を作り上げていく必要があるのではないか。
- 社会科の教員を対象に何度か講演を行っており、各校にDVDも配布しているが、学校の中で他の教員との情報の共有がなく、なかなか広がっていない。ま

た、教育委員会に依頼しても各学校任せになってしまう。

- 愛知県でも、そのような問題があった。高校の教員の側からのイニシアチブがないと動かないので、イニシアチブが育ちやすい環境を作っていく必要があると思う。
- 教員の研修所で裁判員制度の講演をしたことがある。個別に制度説明会に参加するとなると、授業などもありなかなか参加できないのではないかと思う。裁判員制度の資料やDVDも送られてくるが、年間の時間数やカリキュラムを決めているし、教育委員会から、生徒に金融や株などさまざまな知識を習得させるように言ってくるなかで、裁判員制度についての授業をするのはなかなか難しい。
- 授業のコマ数を確保することは難しいと思うが、教員のイニシアチブで5分でもいいから、どういう形で司法に関わっていくかということ和社会科の授業の中で言えるようにしていく、高校の教員のイニシアチブをどういう形で引き出すかということが大事なことだと思う。
- ◎ そのようなことも参考にして、できることをやっていきたいと思う。

4.6. 次回の議題

- ◎ 次回のテーマについて、御意見を伺いたい。
- 利用者アンケートの実施について、検討をしてはどうか。
- ◎ あと2年余りで裁判員制度が実施されるので、裁判員候補者として来られた人にどのように接していくのか、裁判員になった場合にどのようにフォローしていくのかなど、裁判員制度の導入に向けた裁判所の態勢について、御意見を伺いたいと考えている。

(了承)

4.7. 次回期日

7月3日(火) 午後2時(予定)